

## ◆ マルチ商法 ◆



## 高校時代の部活の先輩から久しぶりに連絡があった



久しぶり~!  
俺、ブラックだけど  
覚えてる？



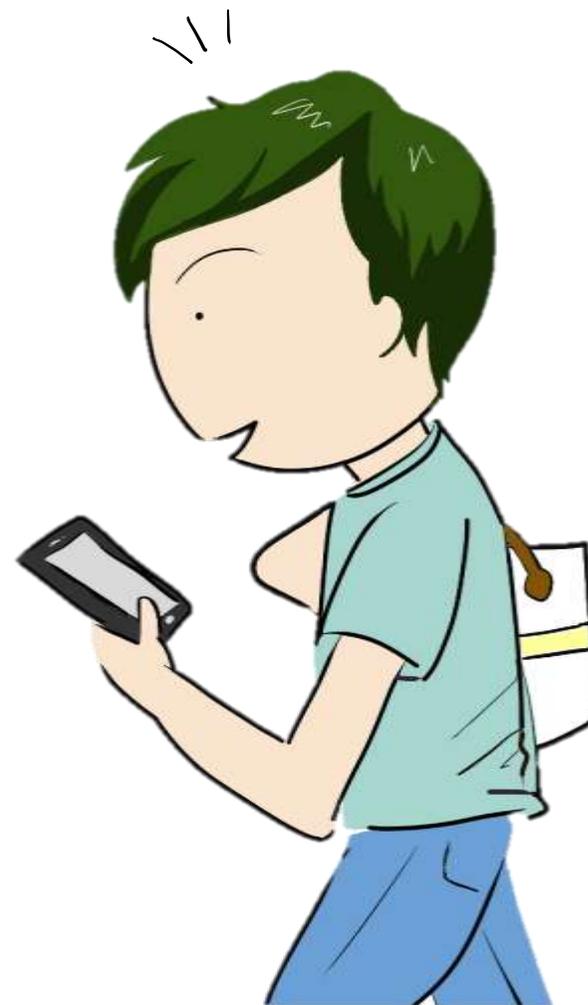
マジ先輩すか!?  
久しぶりです!  
どうしたんすか？



いや、どうしてんのか  
な~って  
オマエ今何してんの？



学生っすよ、〇大



# 儲かる仕事があるから会おうとカフェに誘われた



ま~な~確かに俺の周りにも  
コロナでバイトが無って奴いるからな~  
え？俺？俺はバイトなんかしてねえよ。  
就活じゃねえって。  
**就職なんかしなくても金困んないし。**  
実はさあ、**すっげえ人と知り合い**になって  
**簡単にめっちゃ儲かる仕事してんだわ。**  
マジすごい人で、芸人の〇〇とも友達らしいし。  
興味持った感じか？あ、じゃあ、**今度会おうぜ。**  
メシでも食いながらさ。懐かしいよな。  
んじゃ、〇月〇日5時に大宮のカフェ〇〇な。



# 知らない人が同席し、必ず儲かる簡単な仕事だと言われた



# 「大金をもうけるため」と、〇〇の購入を勧められた

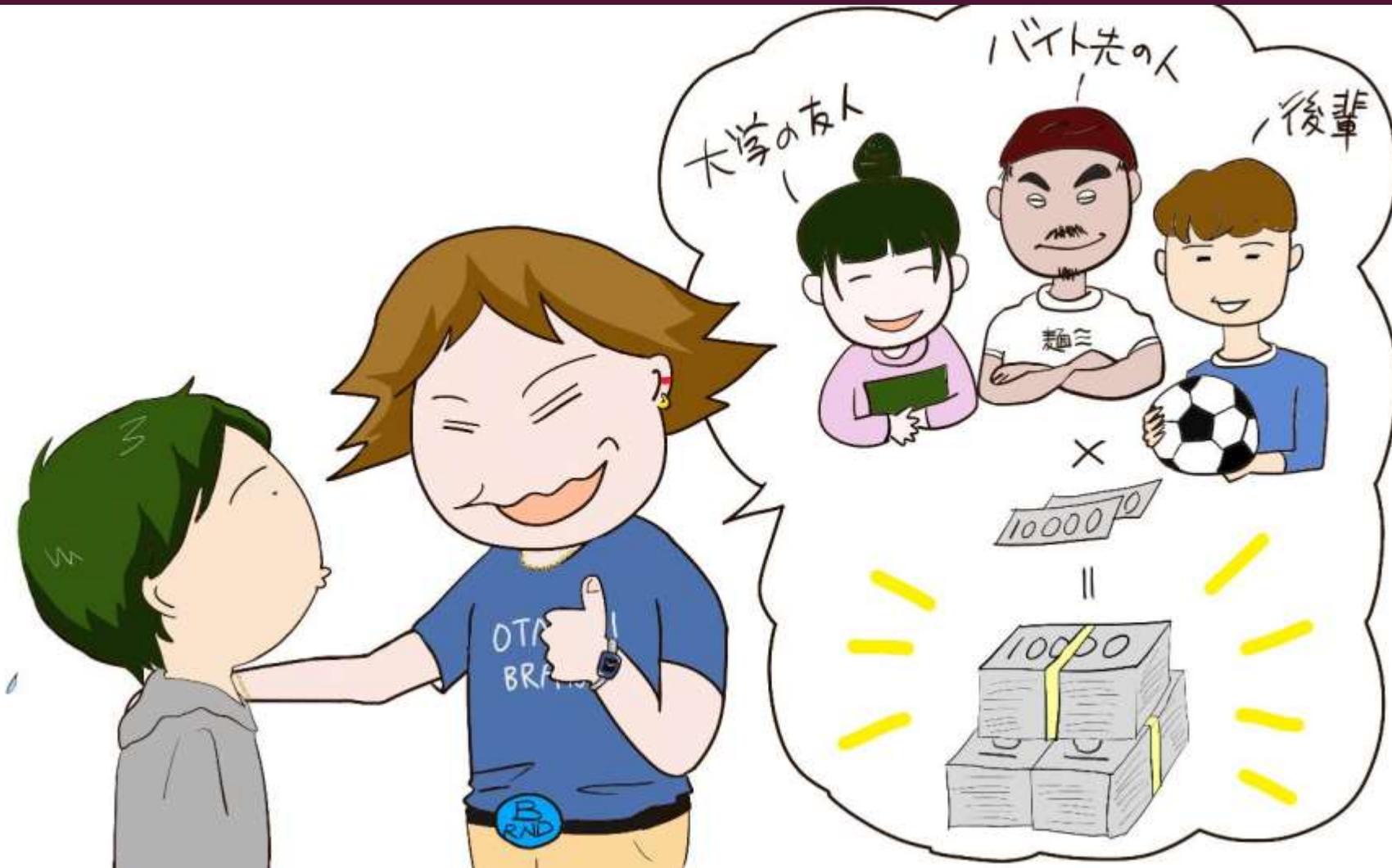


# お金がないと断ると学生ローンを勧められた

ここで借りればいいから。  
大丈夫だって、  
**儲けですぐ返せるって。**  
年収〇万円、英会話教室の費用  
だって言えよ。



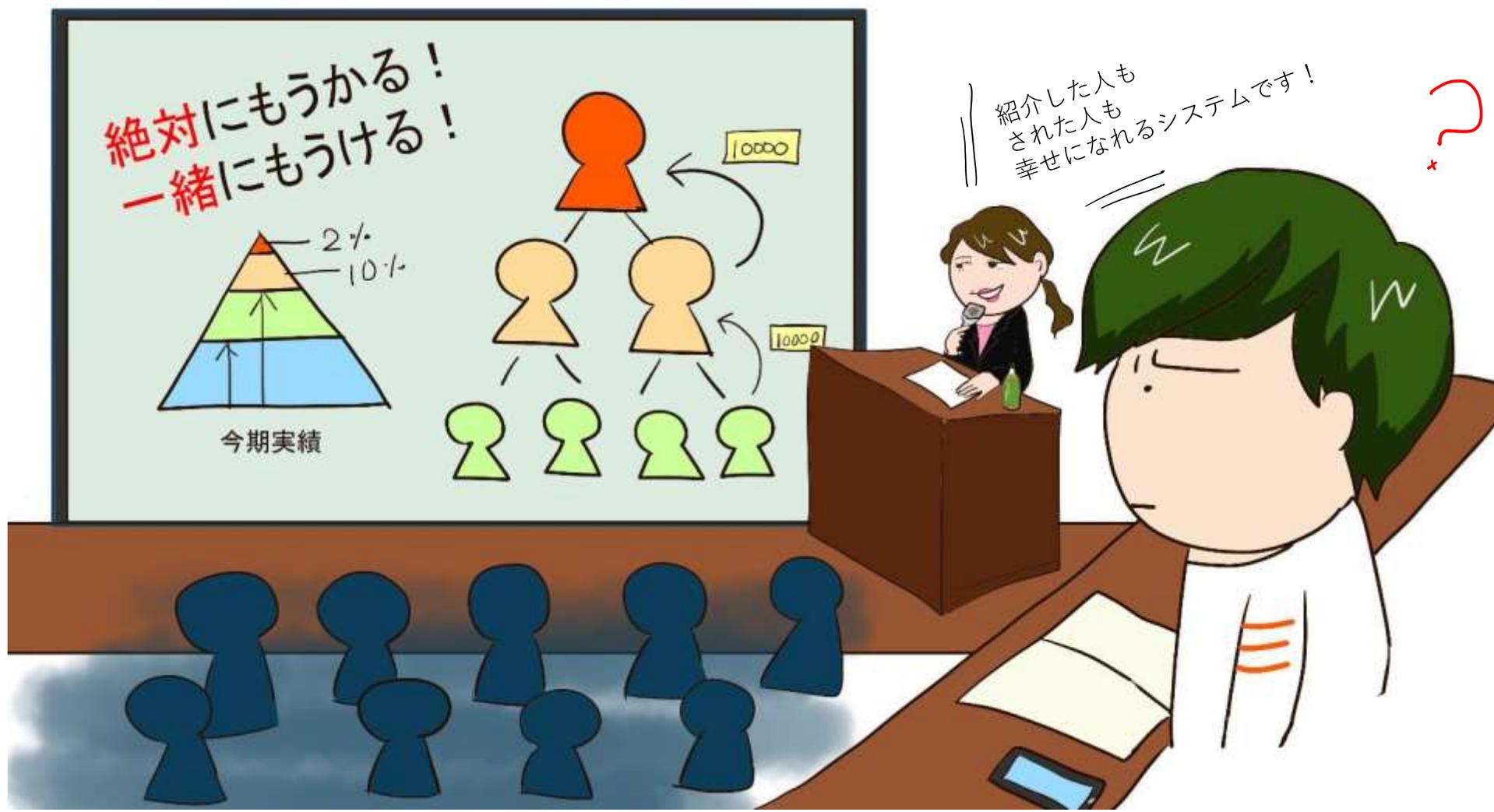
費用はすぐに取り戻せる。  
人を紹介すれば紹介料が入ると言われた



よく理解できなかったが、断り切れず契約書にサインした



# セミナーに参加したら、人を紹介して稼ぐ方法ばかりだった



# 友人を1人紹介したが、怪しい業者と気づきやめたと言われた





# 解決方法（未成年者契約の取消権）

- ・小遣いの範囲を超える額
- ・親の承諾なし
- ・未婚
- ・成年だと嘘をついていない



契約



17歳

契約をやめたい

未成年者契約の取消し



未成年は、取引の知識、経験、判断力が未熟だから  
**法で保護します**

未成年

成年

- ・契約金額不問
- ・自分の判断

契約



18歳

契約をやめたい



- ・学生、18歳になりたてでも、未成年契約の取消しはできません。

※クーリング・オフの主張や法律相談などの解決策はあります。

# 解決方法（特定商取引法）

## クーリング・オフ

### 適用期間

(不備のない)  
契約書面受領日から**20日間**

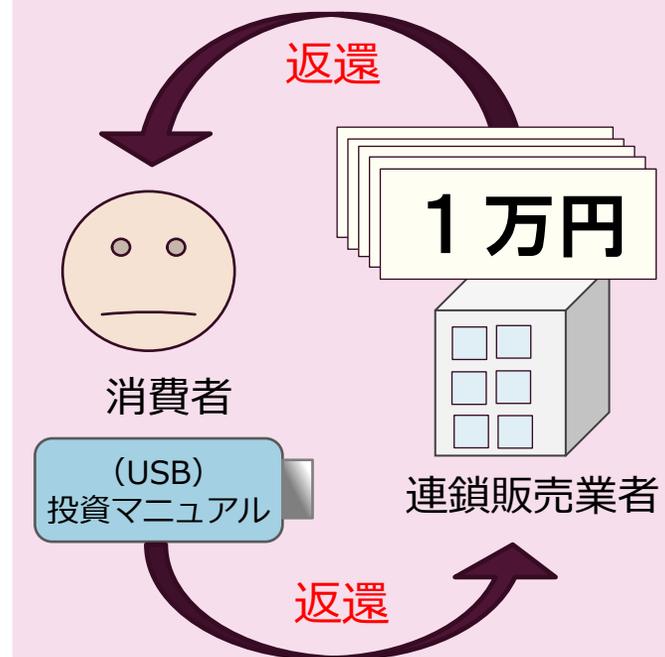
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

### 通知方法

□□□□□□□□  
**クーリング・オフ  
通知**  
(はがき等)  
簡易書留 or  
配達記録郵便  
コピー(両面)を  
保存

**クーリング・オフ  
通知**  
スクショ又は  
送信メールを保存

### 注意事項



## 解決方法（中途解約）



### 入会して1年以内の退会

- 商品受領後、90日以内  
再販売・使用・消費して  
いないものは返品できる
- 違約金の上限は返品する商  
品の10%まで

## その他の解決方法

あなたを保護・救済する  
法律や制度があります

- ◆ 特定商取引法  
(クーリング・オフ)
- ◆ 消費者契約法
- ◆ 消費者団体訴訟制度
- ◆ ADR

など。

勉強してね



困った時は・・・



または、埼玉県消費生活支援センター

川口：048-261-0999 熊谷：048-524-0999

優しい相談員が丁寧に対応します。困ったら一人で悩まず、まず相談!!